

聖籠町議会議員補欠選挙

聖 籠 町 長 選 挙

公費負担の手引

聖籠町選挙管理委員会

目 次

1	公費負担制度のあらまし	1
2	公費負担の対象とその限度額	2
3	公費負担の手順	3
4	契約締結の届出（候補者→町選管）	4
5	確認申請（候補者→町選管）	5
	確認書交付（町選管→候補者→契約業者等）	
6	証明書の交付（候補者→契約業者等）	6
7	経費の請求（契約業者等→町選管→聖籠町長）	7
8	様式の記載例	10

※ 様式集は別冊にしてありますので、必要に応じてコピーしてください。

様式の記載例

様式第 1 号	選挙運動用自動車の使用の契約届出書
様式第 1 号の 2	選挙運動用ビラ作成契約届出書
様式第 1 号の 3	選挙運動用ポスター作成契約届出書
様式第 2 号	選挙運動用自動車燃料代確認申請書
様式第 2 号の 2	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書
様式第 2 号の 3	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書
様式第 4 号（その 1）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
様式第 4 号（その 2）	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
様式第 4 号（その 3）	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
様式第 4 号の 2	選挙運動用ビラ作成証明書
様式第 4 号の 3	選挙運動用ポスター作成証明書
様式第 5 号	選挙運動用自動車使用に係る請求書
様式第 5 号の 2	選挙運動用ビラ作成に係る請求書
様式第 5 号の 3	選挙運動用ポスター作成に係る請求書
別記参考様式 1	運送契約書
別記参考様式 2	車両賃貸借契約書
別記参考様式 3	選挙運動用自動車燃料供給契約書
別記参考様式 4	自動車運転契約書
別記参考様式 5	選挙運動用ビラ作成契約書
別記参考様式 6	選挙運動用ポスター作成契約書

1 公費負担制度のあらまし

この制度は、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙に関して、候補者と契約業者との間で締結された「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ビラの作成」並びに「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下、「公費負担条例」という。）で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、聖籠町が各契約業者に直接その費用を支払うものです。

候補者及び契約締結業者等は、この手引の説明事項に留意して、手続きをしてください。

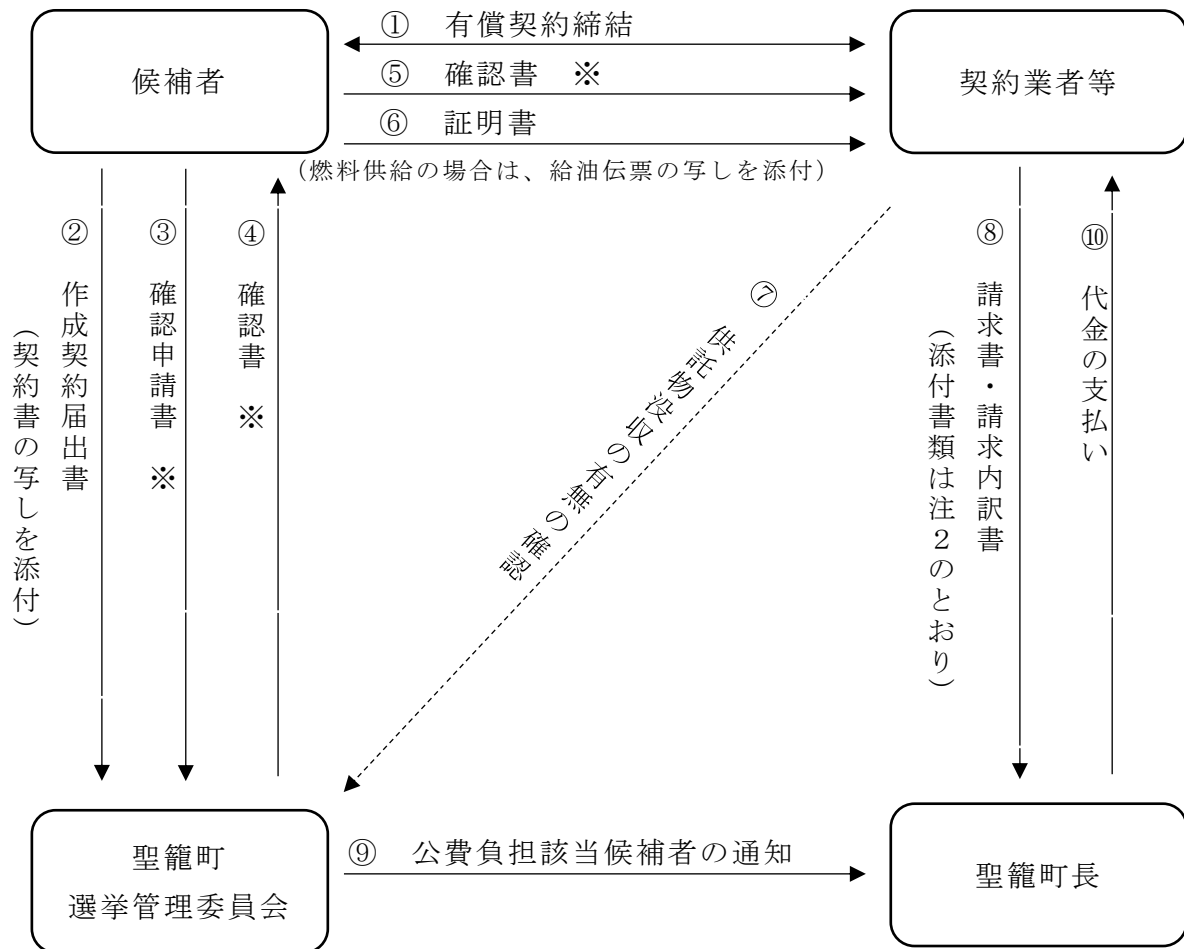
【次の場合は、公費負担の対象外ですから公費負担の請求はできません。】

- 1 供託物が没収される場合
町議会議員選挙：得票数が聖籠町議会議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の10分の1に達しない場合
町長選挙：得票数が有効投票の総数の10分の1に達しない場合
- 2 無償契約である場合
- 3 公費負担条例で定められた公費負担額の限度額を超える契約の場合は、限度額を超える額
- 4 公費負担条例で定められた公費負担額の限度額を超えない契約の場合は、契約金額を超える額
- 5 一般乗用旅客自動車運送業との運送契約以外の契約（自動車の借上げ、燃料の供給及び運転手の雇用をそれぞれ別々に契約する。）の場合において、当該契約の相手方が候補者と生計を一にしているときは、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者であるとき
（例えば、自動車借入契約の相手方が候補者と生計を一にしている候補者の家族の場合、その家族が自動車の貸出しを業としていない限り、自動車の使用の公費負担は認められない。）

2 公費負担の対象とその限度額

選挙運動用自動車の使用	※1日につき(1)と(2)の契約のどちらかを選択する	(1)一般運送契約 ・一般乗用旅客自動車運送事業者と契約するもの (いわゆるハイヤー方式の借上げ) ・選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額	1日1台につき 64,500円
		(2)その他の契約 ・自動車の借入れ(スピーカーや車載看板等の付帯料金を除く)、燃料供給、運転手雇用を別々に契約するもの ・(1)の契約を選択した日は、日数から除いて計算する	
		①自動車の借入れ契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	1日1台につき 16,100円
		②燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (聖籠町選挙管理委員会の確認が必要)	1日1台につき 7,700円
		③運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日については1人に限る)	1日1台につき 12,500円
ビラの作成		ビラの作成に関して有償契約を締結し、その旨、聖籠町選挙管理委員会への届出が必要で、契約の相手方である作成を業とする者の請求に基づき、聖籠町選挙管理委員会が確認したものに限り契約の相手方に支払う。 作成単価の限度額以内×作成枚数の限度以内	【作成単価の限度額】 8円38銭 【作成枚数の限度額】 町議会議員 1,600枚 町長 5,000枚
ポスターの作成		ポスターの作成に関して有償契約を締結し、その旨、聖籠町選挙管理委員会への届出が必要で、契約の相手方である作成を業とする者の請求に基づき、聖籠町選挙管理委員会が確認したものに限り契約の相手方に支払う。	2,077円×67枚
		1枚あたりの作成単価 586.88円×67枚+99,800円 67枚(ポスター掲示場数)	----- = 2,077円 (1円未満の端数は切上げ)

3 公費負担の手順



注1 ※印の手続きは、燃料供給並びにビラ及びポスター作成の場合のみ必要となります。

注2 請求書の添付書類

- (1)燃料供給の場合 →使用証明書、確認書、給油伝票の写し
- (2)ビラ及びポスターの作成の場合→作成証明書、確認書
- (3)(1)及び(2)以外の場合 →使用証明書

注3 使用（作成）証明書を契約業者等に提出するのは、契約履行後です。

注4 給油伝票とは、日付、自動車のナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。

4 契約締結の届出（候補者 → 町選管）

この制度の適用を受けようとする候補者は、各有償契約を締結した場合は、その届出をしなければなりません。

公費負担の対象となるのは、有償契約に限られます。

1 届出の書類（10～12 ページの記載例を参照してください。）

種 類	届出様式	添付書類	届出時期
選挙運動用自動車の使用 ※一般運送、自動車の借入、運転手の雇用、燃料代	様式第 1 号	契約書の写	◎立候補届出前の契約 →立候補届出時 ◎立候補届出後の契約 →締結後直ちに
選挙運動用ビラの作成	様式第 1 号 の 2		
選挙運動用ポスターの作成	様式第 1 号 の 3		

2 契約書作成上の注意点

- (1) 契約書の内容としては、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者の申込意思と各契約業者等の承諾意思とが書面上明示されていることが必要です。

なお、契約書の見本を添付しましたので、31～36 ページの記載例を参照してください。

- (2) 契約金額は、公費負担の限度額を超えても差し支えありません。
ただし、超えた額は公費負担の対象となりません。
- (3) 公費負担条例で定められている相手（当該契約に係る業務を業と行う者）との契約でなければなりません。

「対象外の例」

- ① 自己契約
 - ② 候補者と生計を一にする親族で、当該契約に係る業務を業としていない者との契約
 - ③ 契約する権利を有していない者との契約
- (4) 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調整し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。
- (5) 選挙運動用自動車の燃料供給契約で公費負担の対象となるのは、あくまで当該選挙運動用自動車であり、それ以外の自動車への給油は対象となりません。

5 確認申請（候補者 → 町選管） 確認書交付（町選管 → 候補者 → 契約業者等）

「燃料供給契約」及び「ビラ作成契約」並びに「ポスター作成契約」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

【確認書の意義】

- ① 契約業者等ごとに町が公費負担できる限度額又は限度枚数を示すものです。
- ② 契約業者等は、この確認された額又は枚数以内で請求することになります。

1 確認申請方法（13～15 ページの記載例を参照してください。）

種 類	申請様式	添付書類	申請時期
燃料供給契約	様式第 2 号	な し	契約締結の届出と同時に
ビラ作成契約	様式第 2 号の 2		
ポスター作成契約	様式第 2 号の 3		

[申請あたったの留意事項]

- ① この申請は、契約締結の届出をしたものに限られ、契約の相手ごとに申請書を作成してください。
- ② 複数の業者と契約する場合は、それら全ての契約を通じて公費負担の限度額及び限度数量でなければなりません。
- ③ この申請は、契約業者ごとに行い、それぞれの申請書には、確認を受けた（申請中のものを含む。）金額又は枚数を記載する必要がありますので、申請書のコピーを保管しておいてください。

2 確認書の交付

- (1) 申請を審査した後、確認書を交付しますが、この確認書は、直ちに契約の相手方に渡してください。
- (2) 契約業者等が、聖籠町に代金を請求する際は、この確認書を必ず添付しなければなりません。

6 証明書の交付（候補者 → 契約業者等）

候補者が、自動車の使用、ビラ及びポスターの作成を公費負担により行うときは、次により証明書を作成し、契約業者等に各 1 部を交付しなければなりません。

【証明書の意義】

候補者が、契約業者等ごとに使用又は作成したものの額又は数量を証明するものです。

1 証明書の作成（16～21 ページの記載例を参照してください。）

種 類		申請様式	添付書類	交付時期
選 挙 運 動 用 自動車の使用	一般運送契約	様式第 4 号 (その 1)	な し	契約履行後 速やかに
	自動車借入れ			
	燃料供給	様式第 4 号 (その 2)	給油伝票 の写し	
	運転手雇用	様式第 4 号 (その 3)		
選挙運動用ビラの作成契約		様式第 4 号 の 2	なし	
選挙運動用ポスターの作成契約		様式第 4 号 の 3		

2 証明書の交付

- (1) この証明書は、契約の種類及び業者ごとに作成してください。
- (2) 候補者が契約業者等に交付した証明書は、契約業者等が聖籠町に代金を請求する際に必ず添付しなければなりませんので、この旨連絡してください。
- (3) 燃料供給の場合に添付する「給油伝票の写し」とは、下記の事項が記載されている書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。
 - ① 燃料の供給を受けた日付
 - ② 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字
 - ③ 燃料供給量 ④燃料供給金額

7 経費の請求（契約業者等 → 町選管 → 聖籠町長）

契約締結の届出から確認書及び証明書の交付までの事務が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が、供託物が没収されないこと（選挙会で決定される）を確認のうえ、下記により請求書を作成し、聖籠町選挙管理委員会に提出してください。

1 請求書の作成（22～30 ページの記載例を参照してください。）

種 類			申請様式	添付書類	請求時期
選 挙 運 動 用 自動車の使用	一般運送契約		様式第 5 号	・ 証明書	選挙終了後 1 ケ 月以内に
	その 他 の 契 約	自 動 車 借 入 れ		・ 証明書	
		燃 料 供 給		・ 証明書 ・ 確認書 ・ 給油伝票 の 写 し	
		運 転 手 雇 用		・ 証明書	
		選挙運動用ビラの作成契約		様式第 5 号 の 2	
選挙運動用ポスター作成契約		様式第 5 号 の 3	・ 証明書 ・ 確認書		

2 請求書作成上の注意点

- (1) 上記区分に従い、契約ごとに 1 部作成してください。
- (2) 請求書に押印する場合は以下の印を必ず押してください。
 - ① 法人の場合 代表者の印（社印もできるだけ押してください。）
 - ② 個人の場合 請求者の印
- (3) 押印を省略して請求することも可能ですが、その場合は書類上に「発行責任者及び担当者（同一でも可）」の氏名、連絡先を必ず記載してください。
- (4) 支払いは口座振替により行います。ただし、口座の名義と請求書に記載されている請求者の名称は、同一のものとしてください。
- (5) 添付書類
 - ① 証明書 候補者の交付したもの
 - ② 確認書 聖籠町選挙管理委員会の交付したもの（燃料、ビラ作成、ポスター作成のみ）

「Q & A」

Q 1 契約の相手方が下記の場合でも公費負担の対象となりますか。

- ① ハイヤー会社の代表取締役を務める候補者が当該会社と一般運送契約を締結した場合
- ② 知人の自家用車を借り入れる場合

A 1 どちらも公費負担の対象になります。

- ① ハイヤー会社については、あくまでも候補者個人と会社の契約である以上、当然に対象となります。
- ② 一般運送契約以外の契約で対象外となるのは、「候補者と生計を一にする親族のうち当該契約に係る業務を業として行う以外の者」との契約ですので、知人も対象となります。

Q 2 ビラやポスターの作成契約を作業段階別で行った場合はどうですか。

(例) デザインをデザイン業者と、写真撮影を撮影業者と、印刷を印刷業者とそれぞれ契約した場合

A 2 規程上、契約の相手方は「ビラやポスターの作成を業とする者」でなければならないので、一つの業者にまとめて契約してください。

Q 3 契約書には収入印紙が必要ですか。

A 3 一般運送契約、ビラ及びポスター作成契約については、印紙が必要になります。

- ① 一般運送契約

印紙税法別表第一番号一の4に掲げられている「運送に関する契約書」にあたり、1万円以上の契約金額のものは収入印紙が必要になります。

- ② その他の契約（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用）

候補者の指示及び責任において運行し、業者が主体となって運行していないこと、また、3ヶ月以内の短期間の契約であることから、収入印紙は必要ありません。

- ③ ビラ及びポスター作成契約

印紙税法別表第一番号二に掲げられている「請負に関する契約書」にあたり、1万円以上の契約金額のものは収入印紙が必要になります。

Q 4 町への請求前に候補者が代金の支払をしてしまった場合はどうなりますか。

A 4 この制度は、公費負担条例に基づき各契約業者等に町が直接その費用を支払うものですので、既に候補者が支払った金額については仮払い等で処理するなどの方法を講じて候補者に返却してください。

Q 5 消費税はどのような扱いになりますか。

A 5 公費負担における町への請求根拠は「単価×数量」であり、消費税については特に定められておりません。したがって、消費税を含めた契約を行う場合、消費税分を単価に含めるなどして「単価×数量＝契約額（請求額）」の形としていただき、契約額に消費税をかけるような外税方式での請求はしないでください。

Q 6 請求書の押印はどうなりますか。

A 6 請求書に押印する場合には、必ず代表者の印鑑を押し、できれば会社の印鑑も押印してください。契約事業者等（法人にあつては、その代表者）本人又は代理人が直接提出する場合や、書類上に「発行責任者及び担当者（同一でも可）」の氏名、連絡先を記載する場合には、押印を省略することができます。

Q 7 無投票となった場合はどうなりますか。

A 7 選挙運動用自動車の使用は、告示日 1 日分の使用に係る金額が公費負担の対象となります。

選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成については、投票の有無にかかわらず、限度額の範囲内の作成費が公費負担の対象となります。

【候補者→選管】

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

届出は告示日以降

令和8年 8月 ●日

聖籠町選挙管理委員会
委員長

様

令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙
候補者 聖 籠 太 郎

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

※名義人本人が「手書き」する場合は、
押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		契 約 期 間	契 約 金 額	
令和8年 8月●日	聖籠町大字南123番地 南タクシー(株)代表取締役 南 花男	R8.8.● ~R8.8.●	325,000 円	

※公費負担の限度額は64,500円×5日＝
322,500円ですが、契約書どおりに記載してください。

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
				借入期間等	契 約 金 額	
自動車の借入れ		令和8年8月●日	聖籠町大字北111番地北レンタカー(株) 代表取締役 北 松男	R8.8.● ~R8.8.●	79,000 円	
運転手の雇用		令和8年8月●日	聖籠町大字西222番地 西村 杉男	R8.8.● ~R8.8.●	62,500 円	
燃 料 代		令和8年8月●日	聖籠町大字東33番地 東石油(株)代表取締役 東 三郎	新潟500 ひ●●●●●	35,000 円	@140 円

備考

- 1 契約届出書には、契約に関する書面（契約書等）の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約金額」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第1号の2(第2条関係)

【候補者→選管】

選挙運動用ビラ作成契約届出書

届出は告示日以降

聖籠町選挙管理委員会
委員長 様

※名義人本人が「手書き」する場合は、
押印は不要ですが、印刷・ゴム印等によ
る「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年 8月 ●日

令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙
候補者 聖 籠 太 郎

次のとおり選挙運動用ビラ作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成枚数	請負金額	
令和8年 8月●日	聖籠町大字中央11番地 ㈱中央印刷 代表取締役 中央四郎	5,000枚	37,000円	

備考

- 1 契約届出書には、契約に関する書面（契約書等）の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 3 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第1号の3（第2条関係）

【候補者→選管】

契約届出以降の日付

令和8年 8月 ●日

聖籠町選挙管理委員会
委員長

様

※名義人本人が「手書き」する場合は、
押印は不要ですが、印刷・ゴム印等によ
る「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙
候補者 聖 籠 太 郎

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスター作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作 成 枚 数	作 成 金 額	
令和8年 8月●日	聖籠町大字中央11番地 (株)中央印刷 代表取締役 中央四郎	80 枚	160,000 円	

備考

- 1 契約届出書には、契約に関する書面（契約書等）の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 3 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

【候補者→選管】

契約届出以降の日付

令和8年 8月 ●日

聖籠町選挙管理委員会
委員長 様

※名義人本人が「手書き」する場合は、
押印は不要ですが、印刷・ゴム印等によ
る「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙
候補者 聖 籠 太 郎

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和8年 8月 ●日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
聖籠町大字東33番地 東石油(株) 代表取締役 東三郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号等（4桁以下）
新潟500 ひ ●●-●●

4 確認申請金額 35,000 円

公費負担限度額（7,700円×5日
＝38,500円）以内です。

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	0 円	0 円
今 回 の 購 入 金 額（b）	35,000 円	35,000 円
燃 料 代 計（a）＋（b）	35,000 円	35,000 円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給事業者ごとに別々に候補者から聖籠町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号等」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号等を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給事業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 6 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第2号の2(第3条関係)

【候補者→選管】

聖籠町選挙管理委員会
委員長 様

※名義人本人が「手書き」する場合は、
押印は不要ですが、印刷・ゴム印等によ
る「記名」の場合は押印が必要です。

契約届出以降の日付

令和8年 8月 ●日

令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙
候補者 聖 籠 太 郎

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和8年 8月 ●日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
聖籠町大字中央11番地
(株)中央印刷 代表取締役 中央 四郎
- 3 確認申請枚数 5,000 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数(b)	5,000 枚	5,000 枚
枚 数 計(a) + (b)	5,000 枚	5,000 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成事業者ごとに別々に候補者から聖籠町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成事業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第2号の3(第3条関係)

【候補者→選管】

聖籠町選挙管理委員会
委員長 様

※名義人本人が「手書き」する場合は、
押印は不要ですが、印刷・ゴム印等によ
る「記名」の場合は押印が必要です。

契約届出以降の日付

令和8年 8月 ●日

令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙
候補者 聖 籠 太 郎

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和8年 8月 ●日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
聖籠町大字中央11番地
(株)中央印刷 代表取締役 中央 四郎
- 3 確認申請枚数 67 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数(b)	80 枚	67 枚
枚 数 計(a)+(b)	80 枚	67 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成事業者ごとに別々に候補者から聖籠町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成事業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

一般乗用旅客自動車運送事業者
との契約による場合

別記様式第4号（その1）（第5条関係）【候補者→契約業者等→選管】

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

令和8年 8月 ●日 契約届出以降で、かつ契約履行後の日付

令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙

候補者 聖籠太郎

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約に よる場合	2 左に掲げる場合以 外の場合
運送事業者等の氏名又 は名称及び住所並びに 法人にあってはその代 表者の氏名	聖籠町大字南123番地 南タクシー(株) 代表取締役 南 花男	※名義人本人が「手書き」する場 合は、押印は不要ですが、印刷・ ゴム印等による「記名」の場合は 押印が必要です。
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額
妙ニエス新潟500ひ●●●●●	令和8年8月●日	65,000円
〃	令和8年8月●日	65,000円
〃	令和8年8月●日	65,000円
〃	令和8年8月●日	65,000円
〃	令和8年8月●日	65,000円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が聖籠町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1) 以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第4号（その1）（第5条関係）【候補者→契約業者等→選管】

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

令和8年 8月 ●日 契約届出以降で、かつ契約履行後の日付

令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙

候補者 聖籠太郎

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約に よる場合	2 左に掲げる場合以 外の場合
運送事業者等の氏名又 は名称及び住所並びに 法人にあってはその代 表者の氏名	聖籠町大字北111番地 北レンタカー(株) 代表取締役 北 松男	
※名義人本人が「手書き」する場 合は、押印は不要ですが、印刷・ ゴム印等による「記名」の場合は 押印が必要です。		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額
妙エス新湯500ひ●●●●●	令和8年8月●日	15,800円
〃	令和8年8月●日	15,800円
〃	令和8年8月●日	15,800円
〃	令和8年8月●日	15,800円
〃	令和8年8月●日	15,800円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が聖籠町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1) 以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送契約区分」欄の2）とのいずれかが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第4号（その2）（第5条関係）【候補者→契約業者等→選管】

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したことを証明します。

令和8年 8月 ●日 契約届出以降で、かつ契約履行後の日付

※名義人本人が「手書き」する場合は、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙

候補者 聖 籠 太 郎

記

燃料供給事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		聖籠町大字東 33 番地 東石油(株) 代表取締役 東 三郎		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号等	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和8年8月●日	ﾀﾝﾍﾞｰｽ 新潟 500 ひ ●●-●●	40 L	5,600 円	
令和8年8月●日	〃	30 L	4,200 円	
令和8年8月●日	〃	40 L	5,600 円	
令和8年8月●日	〃	40 L	5,600 円	
令和8年8月●日	〃	50 L	7,000 円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給事業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給事業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給事業者が聖籠町に公費の支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給事業者は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給事業者提出された確認書に記載された金額までです。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第4号（その3）（第5条関係）【候補者→契約業者等→選管】

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したことを証明します。

令和8年 8月 ●日 契約届出以降で、かつ契約履行後の日付

令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙

候補者 聖 籠 太 郎

記

運転手の氏名及び住所	聖籠町大字西 222 番地 西村 杉男	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	※名義人本人が「手書き」 する場合は、押印は不要で すが、印刷・ゴム印等によ る「記名」の場合は押印が 必要です。
令和8年8月●日	12,500 円	
令和8年8月●日	12,500 円	
令和8年8月●日	12,500 円	
令和8年8月●日	12,500 円	
令和8年8月●日	12,500 円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が聖籠町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車の運転手1人につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したことを証明します。

契約届出以降で、かつ契約履行後の日付

令和8年 8月 ●日

※名義人本人が「手書き」する場合は、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年8月23日執行 聖籠町長

候補者 聖 籠 太 郎

記

ビラ作成事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	聖籠町大字中央11番地 (株)中央印刷 代表取締役 中央 四郎
作 成 枚 数	5,000 枚
作 成 金 額	37,000 円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成事業者ごとに別々に作成し、候補者から契約事業者へ提出してください。
- ビラ作成事業者が聖籠町に公費の支払を請求するときは、この証明書に請求書を添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成事業者は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及び公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚 数
 - 聖籠町議会議員選挙 1,600枚
 - 聖籠町長選挙 5,000枚
 - 限度額 $8円38銭(単価) \times 当該作成枚数 = 限度額$
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

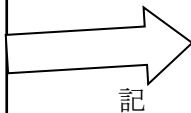
選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

令和8年 8月 ●日 契約届出以降で、かつ契約履行後の日付

令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙

※名義人本人が「手書き」する場合は、
押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。



候補者 聖 籠 太 郎

ポスター作成事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	聖籠町大字中央11番地 (株)中央印刷 代表取締役 中央四郎
作 成 枚 数	80 枚
作 成 金 額	160,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	67

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成事業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成事業者に提出してください。
- ポスター作成事業者が聖籠町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成事業者は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚 数 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

$$(2) \quad \text{限度額} = \frac{99,800 \text{ 円} + 586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (1 \text{ 円未満の端数は切上げ})$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第5号（第6条関係）【契約業者等→選管】

選挙運動用自動車使用に係る請求書

聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額を請求します。

令和8年 ●月 ●日

聖籠町長 様

事業者

住所（所在地）

聖籠町大字南 123 番地

氏名（名称）

南タクシー 株式会社

（代表者氏名）

代表取締役 南 花 男

記

1 請求金額 322,500 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙

4 候補者の氏名 聖 籠 太 郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	ミミタクシー カブシカイシャ ダイゴウトリシマリヤク ミミ ハオ		
口座名	南タクシー 株式会社 代表取締役 南 花男		

請求者と口座名義は同一のこと

発行責任者	山川 太郎	事務担当者	聖籠 花子
所属部署名	●●課	連絡先	0254-12-3456

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約により自動車を使用した場合は、（別紙1）請求内訳書を、一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合は、自動車の借入れ、燃料代、運転手の使用の支払先ごとに（別紙2～4）請求内訳書を添付の上、それぞれ請求書を作成してください。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

別紙 1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 聖 籠 太 郎

使 用 年 月 日	運 送 金 額 (イ)	基 準 限 度 額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
令和 8 年 8 月 ● 日	65,000 円×1 台= 65,000 円	64,500 円×1 台= 64,500 円	64,500 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	65,000 円×1 台= 65,000 円	64,500 円×1 台= 64,500 円	64,500 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	65,000 円×1 台= 65,000 円	64,500 円×1 台= 64,500 円	64,500 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	65,000 円×1 台= 65,000 円	64,500 円×1 台= 64,500 円	64,500 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	65,000 円×1 台= 65,000 円	64,500 円×1 台= 64,500 円	64,500 円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			322,500 円	

備考

「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙 2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

候補者氏名 聖 籠 太 郎

使用年月日	借入金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和 8 年 8 月 ● 日	15,800 円×1 台= 15,800 円	16,100 円×1 台= 16,100 円	15,800 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	15,800 円×1 台= 15,800 円	16,100 円×1 台= 16,100 円	15,800 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	15,800 円×1 台= 15,800 円	16,100 円×1 台= 16,100 円	15,800 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	15,800 円×1 台= 15,800 円	16,100 円×1 台= 16,100 円	15,800 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	15,800 円×1 台= 15,800 円	16,100 円×1 台= 16,100 円	15,800 円	
年 月 日	円× 台= 円	円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	円× 台= 円	円	
計			79,000 円	

備考

「請求金額」欄には、(イ) 又は (ロ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙 3

(2) 燃料代

候補者氏名 聖 籠 太 郎

販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号等 (4桁以下)	販売金額イ)	基 準 限 度 額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
令和 8 年 8 月 ● 日	ｽﾏｰﾂ新潟 500 ひ●●●-●●	140 円×40L = 5,600 円			
令和 8 年 8 月 ● 日	"	140 円×30L = 4,200 円			
令和 8 年 8 月 ● 日	"	140 円×40L = 5,600 円			
令和 8 年 8 月 ● 日	"	140 円×40L = 5,600 円			
令和 8 年 8 月 ● 日	"	140 円×50L = 7,000 円			
年 月 日		円× L= 円			
年 月 日		円× L= 円			
計		28,000 円	35,000 円	28,000 円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号等」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号等を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号等」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別紙 4

(3) 運転手

候補者氏名 聖 籠 太 郎

雇 用 年 月 日	報 酬 (イ)	基 準 限 度 額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
令和 8 年 8 月 ● 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
令和 8 年 8 月 ● 日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			62,500 円	

備考

「請求金額」欄には、(イ) 又は (ロ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別記様式第5号の2（第6条関係）【契約業者等→選管】

選挙運動用ビラ作成に係る請求書

聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第6条の規定に基づき、次の金額を請求します。

令和 8 年 ● 月 ● 日

聖籠町長

様

作成事業者

住所(所在地)

聖籠町大字中央11番地

氏名(名称)

株式会社 中央印刷

(代表者氏名)

代表取締役 中央 四郎

記

- 1 請求金額 37,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙
- 4 候補者の氏名 聖 籠 太 郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	カブシキガイシャ チュウオウインサツ ダイヒョウトリシマリヤク チュウオウ シロウ		
口座名	株式会社 中央印刷 代表取締役 中央 四郎		

発行責任者	中央 太郎	事務担当者	中央 花子
所属部署名	●●課	連絡先	0254-12-3456

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、ビラ作成事業者は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(ビラ作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額
A	B	C (A × B)	D	E	F (D × E)	G	H	I (G × H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
10.0	5,000	50,000	8.38	5,000	41,900	8.38	5,000	41,900

備考

- 1 D欄には、8円38銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記様式第5号の3(第6条関係) 【契約業者等→選管】

選挙運動用ポスター作成に係る請求書

聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額を請求します。

令和8年 ●月 ●日
聖籠町長 様

作成事業者

住所(所在地) 聖籠町大字中央11番地
氏名(名称) 株式会社 中央印刷
(代表者氏名) 代表取締役 中央 四郎

記

- 1 請求金額 134,000 円
2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

- 3 令和8年8月23日執行 聖籠町長選挙
4 候補者の氏名 聖 籠 太 郎

- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	カブシキガイシャ チュウオウインサツ ダイエイトリシマリヤ チュウオウ シロウ		
口座名	株式会社 中央印刷 代表取締役 中央 四郎		

発行責任者	中央 太郎	事務担当者	中央 花子
所属部署名	●●課	連絡先	02547-12-3456

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

別紙

請 求 内 訳 書
(ポスターの作成)

候補者氏名 聖 籠 太 郎

選 挙 区 (選 挙 が 行 わ れ る 区 域) に お け る ポ ス タ ー 掲 示 場 数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
	単価 A	枚 数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚 数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚 数 H	金額 $G \times H = I$	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
67	2,000	80	160,000	2,077	67	139,159	2,000	67	134,000	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{99,800 \text{ 円} + 586 \text{ 円} \times 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = (1 \text{ 円未満の端数は切上げ})$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用自動車使用契約書

令和 8 年 8 月 2 3 日執行予定の聖籠町長選挙候補者 聖籠 太郎（以下「甲」という。）と 南タクシー 株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車について、次のとおり契約する。

1 使用目的

甲は、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

スズキ 新湯 500 ひ●●-●●

3 契約期間 令和 8 年 8 月 ● 日 ～ 令和 8 年 8 月 ● 日

4 契約金額 金 3 2 5, 0 0 0 円
(内訳 1 日につき 6 5, 0 0 0 円 (税込) × 5 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき聖籠町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が聖籠町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 8 月 ● 日

甲 候補者

住 所 聖籠町大字●● 1 1 1 番地

氏 名 聖 籠 太 郎 印

乙 住 所 聖籠町大字南 1 2 3 番地

名 称 南タクシー 株式会社 社印

代表者 代表取締役 南 花男 印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

令和 8 年 8 月 2 3 日執行予定の聖籠町長選挙候補者 聖籠 太郎（以下「甲」という。）と 北レンタカー 株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

1 使用目的

甲は、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

ブルーエース 新潟 500 ひ ● ● - ● ●

契約金額に付帯料金を含む場合は車両本体の借入れ代金とそれ以外の代金を明示してください。

3 契約期間 令和 8 年 8 月 ● 日 ~ 令和 8 年 8 月 ● 日

4 契約金額 金 7 9, 0 0 0 円
(内訳 1 日につき 1 5, 8 0 0 円 (税込) × 5 日間)

5 使用上の義務等

甲は、運転手の確保及び燃料の供給を行うとともに、法令に従い当該自動車を運行する義務を負うものとする。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき聖籠町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が聖籠町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 8 月 ● 日

甲 候補者
住 所 聖籠町大字 ● ● 1 1 1 番地
氏 名 聖 籠 太 郎 印

乙 住 所 聖籠町大字北 1 1 1 番地
名 称 北レンタカー 株式会社 社印
代表者 代表取締役 北 松男 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

令和 8 年 8 月 23 日執行予定の聖籠町長選挙候補者 **聖籠 太郎**（以下「甲」という。）と **東石油 株式会社**（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

- 1 供給する期間 令和 8 年 8 月 ● 日 ～ 令和 8 年 8 月 ● 日
- 2 供給場所
所在地 **聖籠町大字東 33 番地**
名 称 **東石油 株式会社**
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号
スズキ 新湯 500 ひ●●-●●
- 4 契約金額 金 **35,000** 円
(単位 1 リットルあたり **140** 円 (税込) とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。)
- 5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき聖籠町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
この場合において、乙が聖籠町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
また、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。
- 6 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 8 月 ● 日

甲 候補者
住 所 **聖籠町大字●●111 番地**
氏 名 **聖 籠 太 郎** (印)

乙 住 所 **聖籠町大字東 33 番地**
名 称 **東石油 株式会社** 社印
代表者 **代表取締役 東 三郎** (印)

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

令和 8 年 8 月 2 3 日執行予定の聖籠町長選挙候補者 聖籠 太郎（以下「甲」という。）と 西村 杉男（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転手の雇用について、次のとおり契約する。

1 雇用目的

甲は、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のために使用する自動車の運転のために乙を雇用する。

2 雇用期間 令和 8 年 8 月 ● 日 ～ 令和 8 年 8 月 ● 日

3 運転する車の車種及び登録番号

バイク 新潟 500 ひ●●-●●

4 契約金額 金 62,500 円

（内訳 1 日につき 12,500 円 × 5 日間）

5 燃料の補給等

燃料の補給は、甲が行うものとする。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき聖籠町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が聖籠町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 8 月 ● 日

甲 候補者

住 所 聖籠町大字●●111 番地

氏 名 聖 籠 太 郎 印

乙 住 所 聖籠町大字西 2 2 2 番地

名 称

代表者 西 村 杉 男 印

選挙運動用ビラ作成契約書

令和 8 年 8 月 2 3 日執行予定の聖籠町長選挙候補者 聖籠 太郎（以下「甲」という。）と 株式会社 中央印刷（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用するビラの作成について、次のとおり契約する。

1 作成枚数 5, 0 0 0 枚

2 契約金額 金 5 0, 0 0 0 円
(1 0. 0 円 (税込) × 5, 0 0 0 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき聖籠町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が聖籠町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 8 月 ● 日

甲 候補者

住 所 聖籠町大字●● 1 1 1 番地

氏 名 聖 籠 太 郎 印

乙 住 所 聖籠町大字中央 1 1 番地

名 称 株式会社 中央印刷 社印

代表者 代表取締役 中央 四郎 印

選挙運動用ポスター作成契約書

令和 8 年 8 月 2 3 日執行予定の聖籠町長選挙候補者 聖籠 太郎（以下「甲」という。）と 株式会社 中央印刷（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用するポスターの作成について、次のとおり契約する。

1 作成枚数 80 枚

2 契約金額 金 160,000 円
(2,000 円(税込) × 80 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき聖籠町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が聖籠町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により聖籠町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 8 月 ● 日

甲 候補者
住 所 聖籠町大字●●111番地
氏 名 聖 籠 太 郎 印

乙 住 所 聖籠町大字中央11番地
名 称 株式会社 中央印刷 社印
代表者 代表取締役 中央 四郎 印